

保税展示場の許可の失効について

関税法第62条の7の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和5年11月30日

大阪税関長 大内聰

記

(保税展示場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	蔵置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
Art Collaboration Kyoto 実行委員会 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町 229-2 第7長谷ビル2階	Art Collaboration Kyoto 京都府京都市左京区岩倉大鷺町422番地 国立京都国際会館イベントホール、 ニューホール	許可期間 満了	—	令和5年 10月31日